

監査措置状況報告書

令和5年3月1日

実施年度	令和4年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
検査実施日	令和4年11月7日～12月14日		
担当部署	市民活動部 スポーツ推進課	内線	2351

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○清見B&G海洋センター体育館・清見グラウンド・清見テニスコート・清見B&G海洋センタープール・清見高齢者運動広場</p> <p>清見B&G海洋センター体育館及びプールは一体の建物であるが、共通経費である管理費の電気使用料及び水道使用料について、プールには計上がなく体育館にまとめて計上していた。</p> <p>高山市指定管理者制度運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、共通経費は各施設の事業規模に応じた按分など合理的な方法で計算を行うとしている。</p> <p>また、体育館の収支は毎年大幅な赤字となっているが、共通経費の偏った計上も赤字の一因と考えられることから、ガイドラインに基づき適正に計上されたい。</p>	<p>契約が同一で子メーターの設置がないなど、施設ごとの実績の把握が困難なため、体育館にまとめて計上されていたものです。</p> <p>子メーターの設置には経費的メリットがないと判断し、今後はプール営業期間中の増加分など合理的な方法により按分し、施設ごとに計上するよう指導しました。</p>	

監査措置状況報告書

令和5年11月7日

実施年度	令和4年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
検査実施日	令和4年11月7日～12月14日		
担当部署	福祉部 子育て支援課	内線	2934

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○高山市国府児童館</p> <p>備品購入については、基本協定第19条第3項で、新たに備品を購入する必要が生じた場合は、市と指定管理者の協議により、市の費用で当該備品等を購入または調達するものとし、第20条では、指定管理者は独自の判断と自己費用で備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるとしている。</p> <p>しかし、高山市国府児童館では、洗濯機など3点の備品（購入額計121,165円）を上記の規定によらず、指定管理者の独自判断により指定管理料で購入していた。</p> <p>市と指定管理者は常に情報を共有するとともに、備品を購入する際は基本協定に従い、事前に必ず双方で協議をされたい。</p> <p>また、高山市児童館管理条例施行規則は、令和2年1月に改正しているが、2年半以上が経過した現在においても、市ホームページの例規集に反映されていない。調査したところ、例規の審査及び公告等を所管する総務課から委託業者に修正依頼がされていなかった。</p> <p>総務課は、他にも修正漏れ等がないか確認した上で、早急に修正手続きをされたい。</p>	<p>指定管理業務における備品の取扱いについては、所管課及び指定管理者に対し、基本協定およびガイドラインに基づく適正な運用及び情報共有を徹底するよう周知します。</p> <p>また、例規の更新については、最新の例規への更新を進めています。</p>	

監査措置状況報告書

令和5年3月1日

実施年度	令和4年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
検査実施日	令和4年11月7日～12月14日		
担当部署	商工労働部 商工振興課	内線	2099

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○桜の郷荘川</p> <p>桜の郷荘川（道の駅付帯施設）に対する納入金については、高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例及び施行規則で、総売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）に2.5%を乗じて得た額としている。</p> <p>令和元年10月に消費税法が改正され、税率が8%から標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となったが、市は納入金について、令和3年度の年度協定締結時には収入見込額（税込み）の全額に8%の税率を、変更協定時には全額に10%の税率を適用して総売上高を算定していた。</p> <p>当施設では、10%適用品と8%適用品が販売されているため、実態に即した納入金となるよう算定方法を検討されたい。</p>	<p>当該施設の指定管理期間は、平成31年度（令和元年度）からの5年間であり、当初協定における収入見込額（消費税8%含む）について、令和元年10月の10%への改定及び複数税率の導入後も変更していないことにより、令和3年度当初協定でも税率を8%で計算しているものです。</p> <p>令和5年度に募集を行う次期指定管理期間に際しては、税率ごとに区分した売上実績をベースに収入見込額を算定するとともに、年度協定書に定める収入見込額について、税率ごとの税抜き価格と改めるよう検討します。</p> <p>また、令和3年度のコロナ禍の影響への対応として、令和2年度に引き続き、納入金を売上実績（税抜き）の2.5%に軽減しましたが、実際には複数の税率による売上があるところ、同種の施設における厳しい経営状況等を鑑み、指定管理者側に有利となる10%の税率を一律採用したものです。</p> <p>今後、同様の対応が必要な際には、ご指摘も踏まえた対応を検討します。</p>	

監査措置状況報告書

令和5年3月1日

実施年度	令和4年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
検査実施日	令和4年11月7日～12月14日		
担当部署	飛騨高山プロモーション戦略部観光課	内線	2209

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○しづきの湯遊湯館・四十八滝公園</p> <p>高山市税条例では、年齢12歳未満の者に対し入湯税を課さないとしており、しづきの湯遊湯館における令和3年度の入湯税は、条例に基づき適正に徴収していた。</p> <p>しかし、高山市観光施設の設置及び管理に関する条例では、小人（小学生）1回1人当たり410円（入湯税150円を含む。）としており、12歳未満の者に入湯税が課税される規定となっている。</p> <p>同条例は、他の入湯税対象施設も同様の規定となっているため改められたい。</p> <p>四十八滝公園は、令和3年4月の変更協定において、バンガロー10件を建物調書から削除していた。内容を確認したところ、全て平成20年度に市が老朽化により解体した建物であった。解体から十数年にわたって確認を怠り、誤った状態のまま漫然と基本協定が締結されていたことは問題である。</p> <p>市と指定管理者は、毎年度施設の状況を双方で確認するなど、施設等の適正な管理に努められたい。</p> <p>また、両施設において人件費が増加していたため、指定管理者に理由を聴取したところ、管理運営体制を強化するため雇用人数を増やしたとの説明であった。</p> <p>市は、コロナ禍の影響による収入の減少等を考慮し、原則赤字とにならないよう指定管理料を補填しているが、コロナ禍の影響ではない増加人件費を含めて補填を行っていた。</p> <p>市は、指定管理者から提出される事業報告書等の精査を徹底し、業務状況の把握に努めるとともに、補填額の算定を適切に行われたい。</p>	<p>高山市観光施設の設置及び管理に関する条例については、ご指摘のとおり、条例の表記と実際の運用が整合していないため、整合するよう条例の改正をすすめます。</p> <p>基本協定に付帯する建物調書などについては、基本協定締結時はもとより、市と指定管理者間の連携を密にし、増減等があった場合は速やかに変更の手続きを行うよう留意します。</p> <p>人件費の増加については、施設管理の水準向上のための増員、後継者育成のための加配が主な原因と承知しています。コロナ禍の影響により経営への様々な悪影響があるなかで、赤字補填の対象としたものですが、本来であれば、事前に市と指定管理者間で人員配置や指定管理料変更の協議等があるべきだったと捉えているところです。</p> <p>指定管理者制度評価審査会でも「不適切」との指摘を受けていますので、ご指摘のとおり、適正化を図ることとしています。</p>	